

火薬類取締法に係る事務の市町への移譲について

令和3年4月
広島県危機管理監消防保安課

- 火薬類取締法に係る事務については、平成20年4月1日に、県内すべての市町へ事務移譲が完了しました。(実際の事務は、それぞれの市町を管轄する消防本部(局)が行います。)
- 県が行う一部の事務を除き、火薬類取締法に係る申請・届出等は、市町を管轄する消防本部(局)に行ってください。
- 平成29年4月1日より、広島市については県が行う一部の事務を除き、火薬類取締法の事務が法定移譲されました。なお、以前より事務移譲されていたため、法定移譲による申請先等の変更はありません。

【火薬類取締法に係る事務の処理機関(概要)】

※法定移譲により、広島市内の火薬類取締法の事務は一部を除き、広島市が行います。

事務の内容	火薬類の製造、販売、消費、火薬庫を設置等する場所	処理機関	文書の宛先	担当部署	住所及び電話番号	
移譲事務	海田町	広島市	広島市消防局長	消防局予防部指導課	〒730-0051 広島市中区大手町五丁目20-12 (082)546-3482	
	熊野町					
	坂町					
	安芸太田町					
	廿日市市吉和地域					
	呉市	呉市	呉市消防局長	消防局予防課	〒737-0811 呉市西中央三丁目1-9 (0823)26-0323	
	三原市	三原市	三原市消防長	消防本部予防課	〒723-0051 三原市宮浦一丁目22-2 (0848)64-5927	
	世羅町					
	尾道市	尾道市	尾道市消防局長	消防局予防課	〒722-0051 尾道市東尾道18-2 (0848)55-9123	
	① 火薬類製造、販売営業に関する許認可・届出の受付等に関すること。	福山市	福山地区消防組合消防局	福山地区消防組合管理者	消防局予防課	〒720-0825 福山市沖野上町五丁目13-8 (084)928-1192
		府中市				
	② 火薬庫設置許可等に関すること	神石高原町				
	③ 火薬類製造施設、火薬庫の完成検査・保安検査に関すること	三次市	備北地区消防組合消防本部	備北地区消防組合消防本部消防長	消防本部予防課	〒728-0012 三次市十日市中三丁目1-21 (0824)63-1191
		庄原市				
	④ 火薬類譲渡、譲受、消費、輸入、廃棄に係る許可・届出等の受付等に関すること	大竹市	大竹市	大竹市長	消防本部	〒739-0605 大竹市立戸一丁目2-10 (0827)54-0119
		⑤ 上記に関連する立入検査、行政措置に関すること	東広島市	東広島市	東広島市消防局長	消防局予防課
	竹原市					
	大崎上島町					
	廿日市市(吉和地域を除く)	廿日市市	廿日市市	廿日市市消防本部消防長	消防本部予防課	〒738-0033 廿日市市串戸一丁目9-33 (0829)30-9232
安芸高田市		安芸高田市	安芸高田市消防本部消防長	消防本部予防課	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田751-1 (0826)42-0931	
江田島市	江田島市	江田島市長	消防本部予防課	〒737-2133 江田島市江田島町鷺部二丁目17-5 (0823)40-0353		
府中町	府中町	府中町長	消防本部予防課	〒735-0022 安芸郡府中町大通三丁目5-9 (082)286-3119		
北広島町	北広島町	北広島町消防本部消防長	消防本部予防課	〒731-1531 山県郡北広島町大字春木516 (0826)72-0119		
その他の事務	○上記以外の事務(広域的な処理が必要な事務等) ・指定完成(保安)検査機関の指定に関すること ・火薬類取扱(三種製造)免状に係る試験の実施、免状の交付に関すること ・上記に関連する立入検査、行政措置に関すること	県内全域	県	広島県知事	危機管理監消防保安課 〒730-8511 広島市中区基町10-52 (082)513-2791	

注) 消防本部(局)への申請等手数料の支払いは、現金払いとなります。

※ 不明な点は 〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県危機管理監 消防保安課 危険物・高圧ガスグループ (TEL 082-513-2791 ダイヤルイン) までお問合せください。